

## 「帝国の慰安婦」出版差止仮処分事件決定

(ソウル東部地方法院2015年2月17日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

ソウル東部地方法院

第21民事部

決定

事件 2014 카합 10095 圖書出版等禁止および接近禁止の仮処分

債権者 1 <sup>イ オクソン</sup> 李玉善

2 <sup>キムグンジャ</sup> 金君子

3 <sup>キム スノク</sup> 金順玉

4 <sup>ユ フィナム</sup> 柳喜男

5 <sup>カンイルチュル</sup> 姜日出

6 <sup>チョンボクス</sup> 鄭福寿

7 <sup>パクオクソン</sup> 朴玉善

8 <sup>キムウエハン</sup> 金外漢

9 <sup>キムジョンブン</sup> 金貞分

債権者ら住所 広州市（以下略）

債権者ら訴訟代理人

法務法人 <sup>ユル</sup> 担当弁護士 <sup>ヤンスンボン</sup> 梁承奉、<sup>ホンジャン ミ</sup> 홍 장 미

訴訟代理人法務法人 <sup>チハン</sup> 担当弁護士 <sup>イ サン ヒ</sup> 李相姫 <sup>パクカプジュ</sup> 朴甲柱 <sup>キム スジョン</sup> 金琇晶

<sup>チョンヨンスン</sup> 鄭然順、<sup>ベクスンホン</sup> 白承憲

訴訟代理人法務法人<sup>ヘマル</sup>헤마루 担当弁護士 <sup>キムジングク</sup>金晋局 <sup>チャンワニク</sup>張完翼

訴訟代理人法務法人<sup>ソミョン</sup>소명 担当弁護士 <sup>チョンジェフン</sup>鄭載勳 <sup>パクミンジョン</sup>朴玟貞

債務者 1 <sup>バギョハ</sup>朴裕河

ソウル（以下略）

2 <sup>チョンジョンジュ</sup>정종주

ソウル（以下略）

債務者ら訴訟代理人弁護士 <sup>キムグァンギ</sup>金寛起

## 主 文

- 1 債務者らは別紙1「図書目録」記載の図書中、別紙2「認容目録」の下線部分を削除することなく上記図書を出版、発行、印刷、複製、販売、配布、及び広告をしてはならない。
- 2 債権者らのその余の申請を棄却する。
- 3 訴訟費用のうち10分の1は債権者らが、その余は債務者らが各負担する。

## 申請の趣旨

### 【主位的申請の趣旨】

- 1 債務者らは、別紙1「図書目録」記載の図書（以下「本件図書」という）の出版、発行、印刷、複製、販売、配布、広告をしてはならない。
- 2 債務者<sup>バギョハ</sup>朴裕河は債権者らと債権者ら以外の日本軍慰安婦被害者に接近および取材をしてはならない。

### 【予備的申請の趣旨<sup>1</sup>】

---

<sup>1</sup> 債権者らが追加した予備的請求の趣旨第1項は主位的申請の趣旨第1項を質的に一部減縮した申請に過ぎず（その上、接近および取材禁止を求める第2項の部分は主位的申請の趣旨と予備的申請の趣旨が完全に同一である）、民事執行法第305条によれば裁判所は債権者

- 1 債務者らは本件図書中別紙3「申請目録」の下線部分を削除することなく出版、発行、印刷、複製、販売、配布、広告をしてはならない。
- 2 債務者朴裕河<sup>パギョハ</sup>は債権者らと債権者ら以外の日本軍慰安婦被害者に接近および取材をしてはならない。

## 理 由

### 1 基礎事実

記録および審問の全趣旨を総合すると次の事実が疎明される。

- ア 債権者らは1932年頃から1945年頃まで中国・東南アジア等に設置された日本軍慰安所において日本軍兵士等のために強制的に性行為に従わされた人々であり<sup>2</sup>、債務者朴裕河は本件図書の著者であり、債務者

정종주<sup>チョンジョンジュ</sup>は自身が運営する図書出版社「根と葉」<sup>フリワイバリ</sup>を通じて2013年8月12日に本件図書を出版した。

- イ 本件図書には別紙3「申請目録」記載の内容が含まれている。

### 2 当事者らの主張

#### ア 債権者らの主張要旨

①債務者らは本件図書において㉞日本軍慰安婦は募集に応じて自主的に性を提供する売春をしたとか、日本軍慰安婦を日本軍の「同志」であり戦争の「協力者」と表現し、㉟日本軍による慰安婦強制動員の事実を否定し、日本軍慰安婦らに対して日本国が直接の法的責任を負わないと主張する等、公然と虚偽事実を摘示して債権者らの名誉を毀損し人格権を侵害しており、㊱

債務者朴裕河<sup>パギョハ</sup>は債権者らをはじめとする日本軍慰安婦被害者に持続的に接近し、意図した質問への回答を聴取した後これを恣意的に解釈し、自身の主

---

が申請した範囲内で申請目的を達成するために必要な仮処分<sup>2</sup>の程度や方法を職権で定めることができるから、上記予備的申請を訴訟上の予備的申請とみることはできず、以下では各々区別して判断しない。

<sup>2</sup> 債権者らに対し「日本軍性奴隷」との名称を使用すべきであるという意見があるが、日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律第2条第1号が「日本軍慰安婦被害者」とは日帝により強制的に動員され性的虐待を受けて慰安婦としての生活を強要された被害者をいうと定義している点、本件で当事者らが使用している表現等を考慮し、以下では「日本軍慰安婦」という用語を使用することにする。

張を裏付けるための根拠として歪曲して使用する蓋然性があるので、回復困難な損害を防止するため申請の趣旨記載の通りの仮処分を求める。

#### イ 債務者らの主張要旨

##### 1) 本件図書の出版、配布等の禁止を求める部分について

ア) 表現の自由の制限は厳格な要件下において限定的に許容されるが、本件図書は学術書籍として表現の自由および学問の自由の領域に属するため、原則的に公開禁止等の事前抑制が行われてはならず、本件図

書は債務者<sup>バギュハ</sup>朴裕河の学術的な意見が込められており、債権者らが問題にする諸表現は事実の摘示に該当もしない。

イ) 日本軍慰安婦は最小限数万人に達し、個別的な被害の程度が同じでないので、本件図書により債権者ら個々人の名誉が毀損されることはない。

ウ) 仮に本件図書の内容が債権者らの名誉を毀損するとしても、債務者らは日本軍慰安婦問題の解決策を提示するために本件図書を執筆・出版したのであり、その内容は真実の事実であり、その目的はもっぱら公共の利益のためのものに該当し違法性は阻却される。

##### 2) 接近および取材禁止を求める部分について

債務者<sup>バギュハ</sup>朴裕河は債権者らの意思に反して債権者らに接近した事はなく、債権者ら以外にも接近禁止を求める対象である日本軍慰安婦被害者が特定されていないため、債権者らが他人に対する接近禁止を求める権限はない。

#### 3 本件図書の出版禁止等を求める部分に関する判断（債務者らに対し）

##### ア 関連法理

1) 名誉は生命・身体と共に非常に重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は物権の場合と同様に排他性を有する権利であるというべきであるから、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価である名誉を違法に侵害された者は損害賠償または名誉回復のための処分を求めることができるだけでなく、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して現在行われている侵害行為を排除しまたは将来に生じる侵害を予防するために侵害行為の禁止を求めることもできる。

ただし、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法第21条第2項の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件を備えた場合にのみ許容されるというべきところ、出版物に対する発行・販売等の禁

止は上記のような表現行為に対する事前抑制に該当するため原則として許容してはならないというべきであるが、ただしそのような場合にも、その表現内容が真実ではなく、又はそれが公共の利害に関する事項でその目的が専ら公共の利益のためのものではなく、又は被害者に重大かつ顕著に回復しがたい損害を与える虞れがある場合には、そのような表現行為はその価値が被害者の名誉に優越しないことが明らかであり、またそれに対する有効適切な救済手段として禁止の必要性も認められるので、このような実体的な要件を備えたときに限り例外的に事前禁止が許容される（大法院2005年1月17日付2003다1477決定等参照）。

一方、表現行為の事前の禁止は上記のように例外的に厳しい要件の下に認められるべきであるという点から、上記各要件についての疎明責任は被害者であると主張する債権者らにあるのとするのが相当である（大法院2005年1月17日付2003다1477決定、大法院2013年3月28日宣告2010다60950判決等参照）。

- 2) 学問の研究は、既存の思想と価値について疑問を提起して批判を加えることによりこれを改善したり新しいものを創出しようとする努力であるから、その研究の資料が社会で現在受け入れられている既存の思想や価値体系と矛盾又は抵触するとしても容認されるべきである（大法院2007年5月11月31日宣告2004도254判決等参照）。また、良心の自由、言論、出版の自由、学問の自由等はわが憲法が保障する基本的な権利ではあるが、いかなる制限も受けないものではなく、憲法第37条第2項により国家の安全保障、秩序維持または公共福利のために必要な場合にはその自由と権利の本質的な内容を侵害しない範囲内で制限することができるものであり（大法院2010年12月9日宣告2007도10121判決等参照）、人格権としての個人や団体の名誉保護という法益と学問の自由の保障という法益が衝突した場合にその調整をいかに行うかは、具体的な場合について社会的な各種の利益を比較し、学問の自由により得られる利益・価値と人格権の保護により達成される価値を衡量してその規制の幅と方法を定めるべきであり、公的な関心事となった歴史的事実に関する表現に対しては、被害者の名誉に劣らず歴史的事実の探求や表現の自由も保護されるべきであり、また真実か否かを確認することができる客観的資料にも限界があり、真実か否かを確認することが容易ではない点も考慮すべきである（大法院1998年2月27日宣告97다19038判決等参照）。
- 3) 他人に対する名誉毀損は事実を摘示する方法で行われることもあり、意見を表明する方法で行われることもあるが、ある意見の表現がその前提

として事実を直接的に表現した場合はもちろん、間接的で迂回的な方法によったとしても、その表現の全趣旨に照らしてある事実の存在を暗示し、またこれにより特定人の社会的価値ないし評価を侵害する可能性があれば名誉毀損になるといえる（大法院2002年1月22日宣告2000다37524判決等参照）。そして、ここに、ある表現が事実を暗示するものかそれとも単純に意見や論評を表明するものか、意見や論評を表明するものであればそれと同時に黙示的にはあれ前提となる事実を暗示しているか否かの区別は、当該表現の客観的な内容と併せ、一般人が通常の見方によりその表現に接する方法を前提に、そこに使用された語彙の通常の意味、全体的な流れ、語句の連結方式等を基準として判断すべきであり、加えて当該表現が掲載されたより広い文脈や背景となる社会的流れ等も共に考慮すべきである（大法院1999年2月9日宣告98다31356判決、大法院2008年1月24日宣告2005다58823判決等参照）。

## イ 日本軍慰安婦の「性奴隷」であり「被害者」としての地位

### 1) 疎明事実

記録および審問の全趣旨を総合すると、次のような事実が疎明される。

ア) 日本軍は1932年の上海事変当時、日本軍兵士により強姦事件が頻発し現地人らの反発と性病等の問題が続くと、その防止策としていわゆる「慰安所」を初めて設置して慰安婦を置き始め、1937年7月から日中戦争で兵力を中国に多数送るようになると占領地に軍慰安所を設置し、1937年12月の南京大虐殺の後その数が増加した。日本軍は1941年からのアジア太平洋戦争中、東南アジア・太平洋地域の占領地域でも軍慰安所を設置した。日本軍慰安婦の数は8万人から10万人、または20万人程度と推定されており、そのうちの80%は朝鮮女性であり、その余はフィリピン、中国、台湾、オランダ等の女性たちである。

イ) 1992年1月、日本の防衛庁防衛研究所図書館で日本軍が日本軍慰安婦徴集に直接関与した関係公文書が発見され、被害者が出現することにより、日本国政府は真相調査に着手した。1993年8月4日、日本国政府は慰安所の設置、管理、および日本軍慰安婦の移送について日本軍が直接あるいは間接に関与しており、日本軍慰安婦の募集について軍の要請を受けた業者が主としてこれを担当したが、その場合にも甘言や強圧等により本人の意思に反して募集した事例が多数あり、さらに官憲等が直接加担した場合もあり、慰安所での生活は強制的な状態下での悲惨なものであったことを認め、問題の本質が重大な人権侵害であった

ことを承認し謝罪する内容の河野洋平官房長官の談話を発表した。

ウ) 国連人権小委員会は日本軍慰安婦問題についての持続的な研究活動を行ってきたが、国連人権委員会の決議文1994/45に基づき、1994年3月4日「女性に対する暴力特別報告官」に任命されたラディカ・クマラスワミ (Radhica Coomaraswamy) が1996年1月4日に作成した報告書において、第二次世界大戦時に日本軍が慰安所制度を設置したのは国際法違反であり日本国政府が法的責任を負うべきであるという点を確認し、国家レベルの損害賠償、保管中の関連資料の公開、書面による公式謝罪、教科書改訂、責任者の処罰等を勧告する6項目の勧告案を提示し、1996年4月19日第52回国連人権委員会で上記報告書の採択決議があった。

また、1998年8月12日の国連人権小委員会ではゲイ・マクドゥーガル (Gay J. McDougall) 特別報告官の報告書が採択されたが、上記の報告書では「強姦センター (rape center, rape camp)」と言っている慰安所で強制的に性的奴隷状態に陥らせた日本軍慰安婦に対し、日本国政府の法的賠償責任を認め、慰安所設置に責任がある者の処罰問題と日本国政府の賠償が迅速に行われるべきであるという点が強調された。

一方国連人権理事会は2008年6月12日、日本軍慰安婦問題について各国の勧告と質疑を盛り込んだ作業部会報告書を正式に採択し、国連B規約人権委員会は2008年10月30日ジュネーブで日本国の人権に関する審査報告書を発表し、日本国政府に対して日本軍慰安婦問題の法的責任を認めて被害者の多数が受け入れることのできる形で謝罪することを勧告した。

エ) わが憲法裁判所は、日本軍慰安婦が日本国と日本軍によって強制的に動員されその監視下に日本軍の「性奴隷」を強要された反人道的犯罪行為に関して日本国に対して有する賠償請求権は、憲法上の財産権問題に限定されず根源的な人間としての尊厳と価値の侵害と直接関連しており、このような賠償請求権が「大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」により消滅したかについての両国間の解釈上の紛争を上記協定が定めた手続に従って解決せずにいる大韓民国政府の不作為は、上記被害者の重大な憲法上の基本権を侵害しており違憲であると判断した(憲法裁判所2011年8月30日宣告2006헌마788決定)。

オ) 債権者らは日帝により強制動員され性的虐待を受け慰安婦としての生活を強要された被害者(日帝下日本軍慰安婦被害者の生活安定支援と記念事業等に関する法律第2条第1号)としての地位を認定され政府に



「日本軍慰安婦被害者生活安定支援対象者」として登録された人々であり、慰安婦として動員された当時の状況と慰安所での生活について次のように陳述する。

- (1) 債権者<sup>イ オクソン</sup>李玉善は「15歳だった1942年7月頃、朝鮮人男2人が『つべこべ言わずに行こう』と口を覆いトラックに乗せて拉致され、中国延吉の日本軍部隊内の幕舎で強姦された。平日の少ない時は1～2名、通常10名程度、週末には30～40人の軍人の相手をさせられた。慰安婦らが言うことを聞かないと主人は軍人（憲兵）を呼んで暴行し、着るものも食べるも凄惨な水準で、軍人たちが飯を残せば慰安婦たちはそれを食べ、軍人たちがそれも残さなければ飢えた。」と陳述する。
- (2) 債権者<sup>パク オクソン</sup>朴玉善は「18歳だった1941年、工場に就職させてやるという話で軍隊の天幕のようなものが被せられた汽車に乗って中国に行くことになったが、汽車を降りた後は軍用車に乗って日本軍部隊とは少し離れたところに位置する慰安所で一日に10～15人以上の日本軍人を相手にし、軍人病院で身体検査を受けた。洗濯に行く時も軍人たちが監視した。」と陳述する。
- (3) 債権者<sup>カンイルチュル</sup>姜日出は「16歳だった1943年秋頃、報国隊を選抜するという日本巡査に強制的に連れられて故郷尚州から中国瀋陽を経て牡丹江まで行き、牡丹江で降りると軍用車で軍部隊の中に入り軍医官から婦人科検査を受けた。病気の時も軍人を相手にしなければならなかった。腸チフスに罹ると軍人たちは私を焼き殺そうと山に連れて行ったこともあった。」と陳述する。
- (4) 債権者<sup>キム グンジャ</sup>金君子は「17歳だった1942年、軍服を着た男に中国琿春に強制的に連れて行かれた。多いときは一日に40人程度の軍人の相手をして、毎週金曜日に軍医官が性病検査等をした。生理の時も休めず、軍人たちがたくさん来る日には一日に40人を相手した。日本語を聞き取れず日本軍将校に殴られて鼓膜が破れた。」と陳述する。
- (5) 債権者<sup>キム スノク</sup>金順玉は「20歳だった1942年頃、工場に行けば金を稼げるというある朝鮮人男性の話で、どこに行くかも知らされな

いま中国牡丹江に行った。逃げて捕ったら殺されるので逃げようとは考えられなかったし、一緒にいた慰安婦の中には自殺した女もいる。」と陳述する。

## 2) 判断

日本軍慰安婦の「強制動員」については、上記のように日本軍の直接的な暴力・拉致等により10代中後半の年齢で慰安婦として強制連行され、慰安婦輸送過程に日本軍が直接介入し、又は軍医官が直接彼女らの健康状態を検診したと明らかにしている証言が多数存在する。また債権者らが本件図書で述べているように日本軍慰安婦を募集するにあたり民間業者らが詐欺・人身売買等のような具体的な募集行為を担当した場合が多かったとしても、日本軍慰安婦らが軍部隊等に付属する慰安所に連行されて初めて自分が置かれた状況を知って抵抗すると、日本軍等が暴力・脅迫等を通じてこれを制圧しただけでなく、日本軍が直接慰安所を設置・運営し、これを統制し、植民体制下で憲兵と警察等との連携を通じて数万人以上の慰安婦を効率的に動員し、その輸送過程にも深く介入したという点において日本国と日本軍の慰安婦強制動員の事実を否定することはできず、これは前記のように国連人権小委員会の各種報告書や河野洋平官房長官の談話等においても認められた歴史的事実に該当する。また日本軍慰安婦らはまともな衣食住を保障されたり休憩時間を与えられることもないまま、一日に多くは20～30人の軍人を相手にせねばならず、これを拒否すると殴られたり甚だしい場合には殺されたりした。

このような事実に照らしてみると、債権者ら日本軍慰安婦は日本の売春婦とは質的に異なり、大部分が10代ないし20代初めの女性であって、本人の意思と関係なく日本国と日本軍によって慰安婦として強制動員され、その監視下で戦時状況の中国・東南アジア等に設置された慰安所に閉じ込められ、最小限の人間らしい生活も保障されないまま一日に数十人の軍人を相手に性的快楽の提供を強要された「性奴隷」同然の「被害者」としての本質を持っている。

## ウ 債権者ら日本軍慰安婦に対する日本国の法的責任

前記のように日本軍は債権者ら日本軍慰安婦の強制連行、慰安所の設置・運営等に直接・間接的に広く関与したが、慰安婦動員の過程における強制性、動員された慰安婦の規模、慰安所での「性奴隷」としての生活実態等に照らせば、日本軍による日本軍慰安婦強制動員、慰安所設置・運営等は奴隷制を禁止した国際慣習法と1930年に締結され日本国が1932年批准した強制労働廃止を規定した国際労働機関（ILO）第29号条約等に違反するだけでなく、ニュールンベルク国際軍事裁判所条例及び当該裁判所の判決に

より承認された国際法の諸原則すなわち人道に対する罪に該当する、類例を見出し難い反人道的な不法行為（犯罪行為）といえる。また民間業者らが詐欺・人身売買等を通じて慰安婦を直接募集した場合においても、日本軍は慰安所を設置・運営し慰安婦を国外送化する過程に広範囲に介入する等の行為を通して、民間業者らの上記のような略取・誘引行為についても刑法上の共犯としての責任を負担する。したがって日本国は国家機関である日本軍の上記のような不法行為により債権者らのような日本軍慰安婦らが経験した身体的・精神的苦痛に対してこれを賠償する責任があり、これは根源的な人間としての尊厳と価値の侵害に直接関連があるというべきである。

一方、大韓民国政府と日本国政府との間で締結された1965年6月22日の「国交正常化のための日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」とその付属協定の一つである「大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（以下、「請求権協定」という。）は日本の植民支配賠償を請求するためのものではなく、サンフランシスコ条約第4条に基づき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意により解決するためのものであり、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民支配の不法性を認めないまま強制動員被害の法的賠償を根本的に否定し、このため韓日両国政府は日帝の韓半島支配の性格について合意に至ることができなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたと解することは困難である点などに照らしてみると、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配と直結した不法行為による損害賠償請求権が請求権協定の適用対象に含まれていたとは解し難い。さらに、仮に日本軍慰安婦らの請求権が請求権協定の適用対象に含まれるとしても、国とは別個の法人格を有する国民個人の同意なしに個人請求権を直接消滅させることができると解することは近代法の原理と相容れないという点等を考慮すると、日本軍慰安婦の個人請求権自体が請求権協定のみにより当然消滅すると解することもできない（大法院2012年5月24日宣告2009다22549判決、憲法裁判所2011年8月30日宣告2006헌마788決定を参照）。

エ 本件図書中債権者らの人格権を重大に侵害する内容として削除を命ずる部分

1) 債務者らは本件図書で、日本軍慰安婦を誘拐したり強制連行した事例あったとしてもそれは民間業者によって行われたことであり、公的に日本国や日本軍が「強制連行」の主体ではなく、慰安所運営の過程での監禁・抑圧もやはり民間業者によるものであり、日本軍慰安婦の中には元々売春



る特定人に対するものと解釈しがたく、集団表示による非難が個別構成員に至る時には非難の程度が希釈され、構成員個々人の社会的評価に影響を与える程度に至らないと評価される場合には、構成員個々人に対する名誉毀損が成立しないとするものであるが、構成員個々人に対するものとみなされるほど構成員の数が少なかったり、当時の周囲の情况等から見て集団内の個々の構成員を指すものとみなすことができるときには、集団内の個々の構成員が被害者として特定されたとみるべきであり、その具体的な基準としては、集団の大きさ、集団の性格と集団内での被害者の地位等を挙げることができる（大法院2006年5月12日宣告2004다35199判決等参照）。

本件について見ると、日本軍慰安婦問題が本格的に議論されたのは1990年11月16日に韓国挺身隊問題対策協議会の発足と1991年8月の日本軍慰安婦被害者である<sup>キムハクスン</sup>金学順の公開記者会見以降であるが、大韓民国政府は1993年6月11日、「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」を制定し、「日本軍慰安婦被害者」の登録を通じた支援事業を開始し、その時から現在までに「日本軍慰安婦被害者」として政府に登録した日本軍慰安婦は238名程度に過ぎず、現在生存している「日本軍慰安婦被害者」は53名である点、わが社会の日本軍慰安婦個々人に対する関心度等を考慮すると、債権者らを含む日本軍慰安婦個々人が名誉毀損の被害者として特定されたと見るべきである。従って、これに反する債務者らの主張は受け入れられない。

オ 本件図書中のその余の部分の出版禁止等を求める申請に関する判断

記録および審問の全趣旨を総合して認められる次のような事情を総合し、債権者らの人格権（名誉権）と債務者らが有する表現の自由、学問の自由を比較衡量してみると、債権者らが現在までに提出した資料のみでは債務者らに対し別紙3「申請目録」のうち本件認容部分を除いたその余の各部分までを含めて本件図書全体の出版、配布等の禁止のような表現行為の事前禁止が例外的に許容されうる要件を充足したことについての疎明が充分になされたとは断定し難く、他にこれを疎明する資料もない。

- 1) 本件図書中には韓国と日本等で行われている日本軍慰安婦問題解決のための運動の展開等のように債権者らの人格権（名誉権）と無関係な内容が含まれているだけでなく（特に本件図書の第3部）、その内容や前後の文脈、文章の趣旨等に照らしてみると、債務者<sup>バギョハ</sup>朴裕河の単純な意見の表明に過ぎず債権者らの名誉を毀損する具体的な事実を摘示したと見ること

が困難なものや比喩的表現に過ぎないものが多数存在する。

- 2) 本件図書は債務者朴<sup>パギョハ</sup>裕河の日本軍慰安婦問題についての研究内容をその主な内容としており、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法第21条第2項および学問の自由を保障する憲法第22条の趣旨等に照らし、これらの出版物に対する発行・販売等の事前禁止は非常に厳格な要件下においてのみ行われるべきである。
- 3) 債権者らをはじめとする日本軍慰安婦に対する社会的関心度、日本軍慰安婦問題の持つ歴史的意味等に照らして見ると、本件図書に込められた内容は債権者らのような日本軍慰安婦被害者らの名誉を毀損するかという問題にとどまらず、自由な討論と批判を通じて社会的論議が行われるべき領域に該当し、債務者らが本件図書を執筆・発行した主な目的や動機は債権者らを直接的に誹謗するためのものというよりは、韓日両国間の日本軍慰安婦問題解決のためそれなりの方案を提示するためのものと見られる。
- 4) 一方、債務者らが日本軍慰安婦強制動員および慰安所の設置・運営等について日本国の法的責任を否定し、日本国の韓半島と韓国人の植民支配が合法的であったと叙述する部分について検討する。

先にウ項で検討したように、日本国は債権者らのような日本軍慰安婦らが受けた身体的・精神的損害についてこれを直接賠償する責任を負担するというべきであり、大韓民国制憲憲法はその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにおいて」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀4278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久の歴史と伝統に輝くわが大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と規定している。このような大韓民国憲法の規定に照らしてみると、日帝強占期の日本の韓半島支配は規範的観点から不法な強占に過ぎないというだけでなく、日本の不法な支配による法律関係のうち、大韓民国の憲法精神と両立しえないものはその効力が排斥されると解さなければならない。(大法院2012年5月24日宣告2009다22549判決等参照)。

それにもかかわらず、債務者らは本件図書において日本軍慰安婦の募集における民間業者の責任を強調し、日本国が債権者らのような日本軍慰安

婦らに直接的な「国家責任」を負わず、仮にその責任があったとしても請求権協定を通して消滅し、日本国の韓半島に対する植民支配は法的に有効であると叙述している。

しかし前述の法理に照らせば、上記のような記述は具体的事実の摘示というより法律専門家ではない債務者朴裕河<sup>バギョハ</sup>の単純な意見表明として憲法上保障される学問の自由や表現の自由の保護領域内にあると見られ、このような見解について裁判所が事前的にその表現を禁止するよりも、自由な討論と批判等を通じて市民社会が自ら問題を提起しこれを健全に解消することが望ましく、わが社会の市民意識は十分にこのような解決が可能な程度に成熟したものと見られる。また、債務者らが主観的に日本国の債権者らに対する「国家責任」を否定したとしても、債権者らの社会的価値ないし評価が客観的に低下するとも断定し難い。

5) また前記エ項で検討したように、本件図書中の債権者らの名誉と人格権を著しく侵害する一部の内容を削除することなく本件図書を出版、配布等を行うことを禁止する仮処分を命じており、このような仮処分によっても債権者らは仮処分申請の目的をある程度達成することができるものと見られる。

### 3 接近および取材禁止を求める部分についての判断（債務者朴裕河<sup>バギョハ</sup>に対し）

まず、債権者らへの接近および取材禁止を求める部分について検討すると、債権者らが現在までに提出した資料のみでは債務者朴裕河<sup>バギョハ</sup>が債権者らの意思に反して債権者らに接近したり取材をするという点を疎明するに足らず、ほかにこれを疎明する資料もないので、債権者らのこの部分の申請は容れることができない。

また、債権者ら以外の日本軍慰安婦被害者らへの接近および取材禁止を求める部分について検討すると、債権者らがこの部分の申請において接近および取材禁止を求める対象は政府に登録された「日本軍慰安婦被害者」中から債権者らを除いたその余の被害者らを意味するようであるから、その対象は特定されているというべきであるが、たとえ債務者朴裕河<sup>バギョハ</sup>が上記のその余の日本軍慰安婦被害者らの意思に反して彼らに接近または取材をしていると仮定しても、これは債権者らを除いたその余の日本軍慰安婦被害者らに専属する権利なので、債権者らが自身の権利に基づき任意にその侵害禁止を求める

ことはできないというべきであるから、債権者らのこの部分の申請は理由がない。

#### 4. 結論

そうであれば、債権者らの債務者らに対する出版禁止等の仮処分申請は上記認定の範囲内で理由があるからこれを認容し、その余の申請は理由がないのでこれを棄却し、債権者らの債務者<sup>バギュハ</sup>朴裕河への接近禁止等の仮処分申請は理由がないのでこれを棄却することにして、主文のとおり決定する。

2015年2月17日

裁判長	判事	<sup>コチュンジョン</sup> 高忠正
	判事	<sup>ファンビョンホ</sup> 황병호
	判事	<sup>チュンヨン</sup> 최윤영

#### 別紙1 図書目録

題目：帝国の慰安婦

著者：<sup>バギュハ</sup>朴裕河

出版社：<sup>ブリワイバリ</sup>根と葉

ISBN：9788964620304

#### 別紙2 認容目録

(※訳注 認容目録及び申請目録の「内容」欄は、これを公表すると債権者らの名誉や人格権に回復困難な損害が発生する虞れがあるとして裁判所が削除を命じた表現、又は債権者（被害者）らが被害者らの名誉や人格を侵害するものであると主張した表現そのものなので、訳出・公開は差し控える。(決定



本文中の伏字●も同旨である。) なお、韓国語版「帝国の慰安婦」と日本語版「帝国の慰安婦」は構成や内容が異なっており、仮処分決定本文や認容目録・申請目録において示された部・頁などは日本語版と全く対応しない。)

順番	頁	内容
1	19 頁	省略 (以下同じ)
2	32 頁	
3	33 頁	
4	38 頁	
5	38 頁	
6	61 頁	
7	62 頁	
8	65 頁	
9	67 頁	
10	99 頁	
11	112 頁	
12	120 頁	
13	130 頁	
14	137 頁	
15	158 頁	
16	160 頁	
17	160 頁	
18	190 頁	

19	191 頁	
20	205 頁	
21	206 頁	
22	206 頁	
23	207 頁	
24	208 頁	
25	215 頁	
26	246 頁	
27	265 頁	
28	265 頁	
29	291 頁	
30	294 頁	
31	294 頁	
32	294 頁	
33	296 頁	
34	306 頁	

別紙 3 申請目録

順番	頁	内容
1	19 頁	省略 (以下同じ)
2	31 頁	

3	32 頁	
4	33 頁	
5	38 頁	
6	38 頁	
7	57 頁	
8	58 頁	
9	61 頁	
10	62 頁	
11	65 頁	
12	65 頁	
13	67 頁	
14	98 頁	
15	99 頁	
16	111 頁	
17	111 頁	
18	112 頁	
19	112 頁	
20	120 頁	
21	121 頁	
22	130 頁	
23	137 頁	

24	137 頁	
25	158 頁	
26	160 頁	
27	160 頁	
28	190 頁	
29	191 頁	
30	205 頁	
31	206 頁	
32	207 頁	
33	208 頁	
34	215 頁	
35	218 頁	
36	219 頁	
37	246 頁	
38	247 頁	
39	254 頁	
40	265 頁	
41	265 頁	
42	272 頁	
43	291 頁	
44	294 頁	

45	294 頁	
46	294 頁	
47	296 頁	
48	298 頁	
49	306 頁	
50	310 頁	
51	310 頁	
52	310 頁	
53	311 頁	